

## 個人情報保護委員会（第15回）議事概要

- 1 日時：平成28年8月5日（金）14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明を行った。

本評価書について承認され、全国健康保険協会に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- (2) 議題2：個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。

個人情報の利活用や国際的な流通について、宮井委員から「ビッグデータの利活用が重要となっており、保護だけでなく利活用の促進という観点を基本方針に盛り込むことが重要」という旨の発言が、熊澤委員から「個人情報の国境を超えた健全かつ円滑な流通を確保するため、これまで委員会で議論してきたような国際的な協調に向けた取組が重要。その旨を基本方針に盛り込むべき」という旨の発言があった。

法改正により個人情報の取扱いに係る監督の在り方が変更されることを踏まえ、大滝委員から「閣議決定する基本方針の中で記載する委員会の取組については、当委員会の独立性を踏まえてよく整理する必要がある」という旨の発言が、また加藤委員から「現行の基本方針には、各主務大臣による監督に当たって共通の基軸となる内容が示されているが、今後は当委員会への監督権限の一元化を踏まえて記載内容を検討すべき」という旨の発言があった。

地方公共団体や認定個人情報保護団体との関係について、阿部委員から「今後想定される地方公共団体の条例見直し等のため、国からの情報提供等支援について記載が必要」という旨の発言が、丹野委員から「苦情処理等も含めて認定個人情報保護団体に期待される役割が大きくなっていくことの記載が必要」という旨の発言があった。

そのほか、嶋田委員から「新たに個人情報保護法の対象となる小規模事業者にも基本方針の内容を理解いただけるよう、簡潔かつ明確な記述が重要」という旨の発言が、また手塚委員から「情報セキュリティ対策の重要性が高まっている等についての記述を加えるべき」という旨の発言があった。

最後に、堀部委員長から「基本方針策定から10年以上が経過し、個人情報を取り巻く状況も変化していること、当委員会が設立されたことを反映した上で、各委員の意見を踏まえて検討する必要がある」旨の発言があった。

これらの意見を踏まえ、事務局において、基本方針の具体的な見直し案を検討することとなった。

(3) 議題3：第45回アジア太平洋プライバシー執行機関（APPA）フォーラム出張報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

(4) 議題4：その他

事務局から、「全項目評価の実施が義務付けられる健康保険組合5組合については、基本的な事務の内容が共通しており、さらに、いずれも厚生労働省の仕様書に則したシステムを用いることから、システム面のリスク対策が基本的に共通している。また、委員会は、東京薬業健康保険組合の全項目評価（個人番号の利用に係る評価）及び社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等に係る全項目評価について既に承認を行っており、健康保険組合の基本的な事務の内容及びシステム面のリスク対策、また健康保険組合が利用する医療保険者等向け中間サーバー等の基本的なシステム面のリスク対策等を把握している。したがって、今後、健康保険組合5組合について、委員会で個別に健康保険組合から全項目評価書の概要についてヒアリングを行う必要性が乏しいことから、事務局がそれら5組合からヒアリングを行い、委員会にまとめて説明することとしたい」旨の説明を行った。原案のとおり了承された。

嶋田委員、加藤委員及び大滝委員の海外渡航について承認された。

以上